

第77回福岡市大規模小売店舗立地協議会 議事要旨

1 日時・場所

令和元年9月30日（月）10：00～11：30

福岡商工会議所 第2研修室（福岡商工会議所2階）

2 出席者

（委員）

村上委員，辰巳委員，山内委員，有馬委員，松岡委員（代理：徳永）

（その他）

本市関係課，事務局

3 議題

（1）協議案件

①（仮称）BRANCH博多パピヨンガーデン（新設）

（2）報告案件

4 議事要旨

（1）協議案件1

①（仮称）BRANCH博多パピヨンガーデン（新設）

○各部会からの報告内容

交通部会：特に意見なし。

騒音部会：特に意見なし。

廃棄物部会：特に意見なし。

街並みづくり部会：特に意見なし。

○質疑・応答

・街並みづくり部会の検討結果の中で，D棟について説明があったが，D棟は飲食店であり，大規模小売店舗立地法の審査対象外ではないか。

→福岡市景観計画では店舗の用途にかかわらず，外観の色彩基準を満たす必要がある。すべての棟で福岡市景観計画の基準を満たしているかどうかを確認している。

・廃棄物部会の審査概要について，発生する廃棄物，及びリサイクルを行う品目として，ペットボトルの店舗発生及びペットボトル・アルミ缶・空きびんの店舗回収がないのは意外である。ペットボトル・アルミ缶・空きびんの回収箱はないのか。

小売店舗としてハローデイが入っているのであれば，ペットボトル等の飲料の販売があると思われる，また，他のハローデイでは店舗回収が行われている店舗があるが，本案件はどうか。

→店舗発生分として，自動販売機での販売によるペットボトルや空き缶の発生が考えられるが，これらは自動販売機を設置した事業者が回収することとなっている。また，資源物の店頭回収を行うか行わないかは，店舗の判断になり，強制は難しい。事前協議の段階で，店舗回収の有無は必ず確認しており，本案件は，計画段階においては店舗回収を行わないこととなっている。ただ，市の条例に基づき，1,000㎡を超える事業用建築物については，店舗開店後に廃棄物の

- 減量に関する立入調査等を実施しており、その中でも店舗回収の実施について促していきたい。
- ・店舗回収は強制できないという説明であったが、環境問題等へ何らかの対応を行う必要があるのではないかと考える。大阪市はサントリー等の事業者と連携し、事業者がペットボトルを回収し、再資源化まで有価物として取引を行う取組みを、全国に先駆けて導入している。これから社会的な評価を得なければビジネスとしても難しいということが出てくるのではないかと思われ、当然の流れだと考えられるので、この点も踏まえ、適切に対応していただきたい。
 - ・交通部会の検討結果について、駐車場の入口No. 1, 出口No. 2, 入口No. 4, 出口No. 5, 及び出入口No. 6は比較的大きな幹線道路に面していて、渋滞の原因になるのではないかと。出口No. 3が面している側道から自動車を出入りさせる方が、幹線道路の渋滞緩和に繋がるのではないかと。入口や出口に、メイン・サブといった位置づけはあるのか。
→特にメイン・サブといった位置づけはない。強いて言えば、入口No. 1, 出口No. 2, 入口No. 4, 及び出口No. 5が主に利用されると思われる。また、同じ敷地で以前営業していた店舗も、同様の位置に出入口があり、それを踏襲している。店舗利用者も慣れて使いやすい配置であると考えられる。当時、渋滞や混乱は生じておらず、わかりやすさも考慮してこのような配置になっていると考えられる。出口No. 3が面している側道にも住居があり、こちらに渋滞が発生することも問題となる。なお、駐車待ちの車列については、出入口のゲートをできるだけ敷地内に引き込むことで、敷地内で駐車待ちができる状況になっている。このように渋滞緩和に向けた対策は一定程度とられていると考えられるが、さらに繁忙期等には交通誘導員が誘導することとなっている。
 - ・駐車場利用可能時間帯について、閉店時刻が午前零時に対し、駐車場は翌日の午前2時30分まで利用できるようになっており、閉店時刻をかなり超えて深夜まで駐車場を利用できるのはなぜか。
→一部店舗が午前2時まで営業するため、その30分後の翌日の午前2時30分まで駐車場を利用できることとなっている。
 - ・騒音部会において、夜間、来客車両走行音の影響により、規制基準値を超過しているという説明であった。午前2時まで営業する店舗が敷地内に分散している等の理由で、駐車場全体の利用可能時間帯が翌日の午前2時30分までに設定されているのかもしれないが、騒音の観点から、可能であれば事業者と調整してはどうか。
 - ・廃棄物等保管施設及び荷さばき施設への出入りについて、A棟側は搬出入車両専用出入口があるが、B棟側は搬出入車両専用出口のみで、入る際は店舗利用者と共用で出入口No. 6から入るのか。時間帯によるとは思うが、安全性を担保するには、A棟のように搬出入車両専用出入口の設置が望ましい。設計上、B棟側では搬出入車両専用出入口は設置できなかったということか。
→B棟側の荷さばき施設No. 2について、最も搬出入が多い時間帯が、9～10時の4 t車3台となっている。その他の時間帯は1時間に1～2台となっており、影響はそれほど大きくないと考えられる。
 - ・B棟側のように、搬出入車両の入口と出口を分ける場合、搬出入車両が動きやすい動線となり、夜間における搬出入車両の後退を最小限にできるため、騒音対策としては望ましい面もある。来客車両の少ない夜間には店舗利用者と共用の出入口を利用し、来客車両の多い昼間には搬出入車両専用出入口を利用するといった、時間帯や状況に応じた運用が可能であれば、来客車両と搬出入車両の交錯を避けつつ、騒音対策にも資すると思われる。

(2) 報告案件

- ・住民意見書の提出もなく周辺生活環境に与える影響が軽微であるため、協議会での協議を行わずに「意見なし」として処理した3件について、会議資料を用いて概要を説明。
- ・今後の協議予定案件について概要を説明。